

**第1回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
議事概要**

◆日 時 平成18年2月26日（日） 13：30～16：50

◆場 所 吉野町中央公民館 大ホール

◆出席者

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田垣内 進一	神習教大台ヶ原大教会 教長（ご欠席）
田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島園研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 講師

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	杉本 和也 調整員
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	松島 克典 主事
川上村産業振興課	横谷 好則 主幹
大台町宮川総合支所産業室	岡村 隆弘 主幹

<関係団体等>

上北山村議会総合開発特別委員会	更谷 武廣 委員長
上北山村観光協会	更谷 昌美 協会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村区長会	(ご欠席)
上北山村商工会	(ご欠席)
(財) グリーンパーク川上	(ご欠席)
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	島村 慶子 自然保護委員
奈良県山岳連盟	梅屋 則夫 副会長
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	池川 敏男 課長
社団法人 日本山岳会	篠崎 仁 理事
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
吉野きたやま森林組合上北山支所	下吉 博之 技師

吉野熊野観光開発（株）	(ご欠席)
ワーク21かみきたやま	平山 孝一 会長

(以上敬称略)

<事務局>

環境省 自然環境局国立公園課 近畿地方環境事務所	山本 麻衣 公園計画専門官 出江 俊夫 所長 小沢 晴司 統括自然保護企画官 柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐 吉野自然保護官事務所
(株) スペースビジョン研究所	熊代 哲 自然保護官 宮前 洋一 代表取締役

◆議 事

- (1) 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会の設置について
- (2) 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画について

◆議事概要（会議は公開で行われた）

議事（1）

○資料に基づき、利用調整地区制度の概要、検討体制と協議会の位置づけ、公募構成員の選考について事務局より説明のうえ、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会設置要領（案）について説明。構成員による議論ののち、構成員指摘に基づく修正については後日各構成員に修正案を提示することで本要領案は了承された。会長には長嶋構成員を選出。

○構成員からの主な指摘

- ・設置要領において、協議会の構成員を選出する主体について明記する必要がある。
- ・〔環境省〕近畿地方環境事務所長が構成員を委嘱する規定を追加する。

議事（2）

○資料に基づき、西大台地区の現状と課題・利用適正化計画の検討事項について事務局より説明。

○構成員からの主な指摘等

（利用調整地区の必要性について）

- ・ピーク時で160人程の入込みが過剰利用といえるか。全国をみればもっと利用者が多く、必要性の高いところが多くあるのではないか。
- ・利用圧、環境容量に関しての科学的なデータはないが、登山道が複線化し、コケが減少し、全体に乾燥化が進み、ブナの稚樹がみられなくなっているのは事実である。温暖化など他の要因も考えられるが、予防的措置として利用の負荷を減らすための指定である。
- ・〔環境省〕日本の山には、それぞれの地域、山岳の持つ雰囲気があり、それぞれに対応した利用誘導や規制の方法がある。例えば上高地では公共交通機関での利用に制限を設け、ある程度自然を使いながら守っていく方法をとっている。西大台については、西日本でも貴重なまとまったブナ林が残っている、そうした原生的な雰囲気を守るために利用調整という手法をとる。
- ・上北山村と大台ヶ原は、密接な関係がある。地元の住民にとって、大台ヶ原は財産であり、大切なものと位置づけている。村の主産業である林業が衰退する中、地域の活性化を求める

のもこの大台ヶ原である。しかしこれまで西大台への関心は低く、東大台を中心にPRに努めてきたが、利用者のマナーは非常に悪い。利用調整地区の指定を早く実現し、利用者のマナーを改善するとともに大切な財産として守り育てていきたい。

- ・このような形で地元の人々が一堂に会し、国立公園の運営に関わっていくことは画期的なことである。国立公園は、本来は国民の共有財産として指定するものであり、大台ヶ原の価値を持続的に使う手法として、全国に先駆けて利用調整地区の指定を実現させて、全国に発信してほしい。
- ・西大台では、写真撮影のための歩道外への立ち入り、希少植物やコケ類の盗採等の問題行動が多いが、利用調整地区の指定はこのような行為の予防効果としても期待される。
- ・利用調整地区の指定は、物理的数量の規制と受け止められがちであるが、利用の質の向上、すなわち環境教育も目的の一つであることを関係者の共通理解として持つべき。

(対象地域について)

- ・地元の住民にとっては、西大台への利用調整地区の指定という話は唐突に聞こえる。大台ヶ原自然再生推進計画は大台ヶ原全体の再生を目指すものと理解しており、今後は東大台にも指定を検討するのか。
- ・大台ヶ原自然再生推進計画は大台ヶ原全体を対象としているが、利用調整地区制度創設の趣旨は原生的かつ損なわれるおそれのある自然環境を守ることであり、大台ヶ原では西大台地区が該当し、原生的な自然が損なわれている現在の東大台は対象外となるべきである。
- ・[環境省] 西大台への利用調整地区の指定については、大台ヶ原自然再生推進計画に明記しております、これまで地元上北山村等への説明も進めてきたが、十分にゆきわたっていなかった。今後とも地元の方々や関係者の理解を頂けるよう進めていきたい。

(人数の制限等について)

- ・大台ヶ原の利用は土・日・祝日に集中しているので、1日の上限を設定しても年間利用者数が増える可能性はある。しかし、現況の集中時を超える人数の設定はよくない。
- ・[環境省] 人数の設定については様々な方法が考えられるため、今回頂いた意見を踏まえ次回具体的に提案したい。
- ・どのようなグループがどのような行動をとっているのか等、利用実態に関する資料を整理する必要がある。
- ・資料に示されたカウンターの時間帯別集計をみると、経ヶ峰や七ツ池に抜けている利用者は予想以上に多い可能性が考えられ、データの詳細な分析が必要である。
- ・このあたりの山は、昔から「3人が1週間同じところを歩くと道が出来る」と言われるほど脆弱である。よって、例えば柵を設置しても歩道外への立ち入りは規制すべきである。

(事前レクチャーについて)

- ・事前レクチャーは義務化すべきである。
- ・麓からの登山者への事前レクチャーの取り扱いを検討する必要がある。
- ・山岳会は登山のマナー等の知識を有しており、マニュアル等が作成されれば、事前レクチャーに協力することも可能である。
- ・公共交通乗車中の時間を利用して事前レクチャー等を実施することも可能である。

(利用調整を図る時間帯について)

- ・大台ヶ原では日帰り利用を基本としているようであるが、宿泊利用も可能である。登山利用においては一般的に早朝の出発等も考えられるため、これらの利用実態を踏まえた取り扱いを検討すべきである。

(漁業行為の取り扱いについて)

- ・漁業者が稚魚を採取するための立ち入りについては、不要認定としてほしい。
- ・〔環境省〕施行規則における不要認定行為として「漁業を営むために通常行われる行為」が掲げられている。
- ・経ヶ峰からの密漁者が多く、ルートの閉鎖等の対策が必要である。

(ガイドプログラムについて)

- ・大杉谷自然学校では、ストック等装備の付け方やマナーについて説明している。貴重な自然環境地域に入山する際には、入山前に靴にブラシをかけること等の事前レクチャーが必要であると考えている。また、自然体験プログラムではトイレの問題が大きい。プログラム参加者数は最大15名に設定、実際は参加者10名にガイド2名程度の規模で実施している。
- ・山岳ガイドクラブ北山いこらでは、参加者5人～10人にガイド1名の規模で実施している。
- ・最近のエコツアーやは全国どこも同じで、植物の観察会になってしまっている。大台ヶ原では地元の文化を伝えることを前面に出していきたい。
- ・各地で条例による公認ガイド制度が出来つつある。将来的には、大台ヶ原にもこのような仕組みの導入が望ましい。
- ・経ヶ峰に抜けるコースの利用は、ガイド付であれば認めることも考えてもらいたい。

(施設整備等について)

- ・歩道の複線化箇所等、必要な施設の整備は進めてほしい。
- ・〔環境省〕西大台における整備は、管理計画書に「積極的な施設の整備は行わない」と定めしており、最低限の規模の整備を基本としている。
- ・七ツ池の周辺は、歩道の側まで大規模な防鹿柵が設置されているが、質の高い利用の観点から撤去すべき。
- ・質の高い利用という点で、防鹿柵の内外を見せて自然再生事業の効果を認識させることはエコツアーやとして意味があるので、柵の中に入って解説できる方法を検討すべき。

(管理・運営体制について)

- ・現在のビジターセンターの人員体制で利用調整地区の管理運営を担うのは難しい。適切な管理団体の指定が必要になる
- ・指定認定機関は地元の団体が適当である。
- ・環境省が主体的に関わるべき。事務的なことは地元や民間等に任せることも考えられるが、国が責任を持って関わらなければ単なる物理的制限で終わってしまいかねない。
- ・〔環境省〕日本でも初めての取り組みであり、地元の方々や関係者と協力し、関わり続ける必要があると考えている。

(進め方について)

- ・短い時間内で全てを議論することは難しい。地元で一月に一回程度のワークショップ等を開催し、そこでの検討結果を基に協議会で議論するような形式で進めてはどうか。
- ・関係行政機関においても、担当者レベルで具体的な事項を検討する場を設けることを環境省に要望し了解されているところである。協議会と平行して、うまく役割分担したい。
- ・〔環境省〕今後、地元の方々や関係行政機関と議論する場を設けていきたい。

[文責：近畿地方環境事務所]